

第 19 節 形態 7

(網構成)

第 89 条 当社網の番号案内データベース装置と直接協定事業者網との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(番号案内データベース接続インタフェース仕様)

第 90 条 番号案内データベース接続インタフェース仕様は技術的条件集別表 21.2 又は技術的条件集別表 21.3に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 91 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。